

# 零石町に

## 建設工事請負契約競争入札参加資格を申請する方へ

### 1 資格要件

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けている者
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に基づく総合評定値通知書に総合評定値及び完成工事高（2 年又は 3 年平均）の数値があること
- (3) 必要と認める施工実績がある者
- (4) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定に違反していない者

### 2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の処分を現に受けている者
- (3) 暴力団員等である者
  - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）
  - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
  - ウ 法人その他の団体であって暴力団員がその役員となっているもの
  - エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものの（前号に該当するものを除く。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則（昭和 61 年規則第 12 号。以下「規則」という。）第 10 条の規定により資格を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 規則第 10 第の規定により資格者認定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過していない者
- (7) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかつた者

### 3 注意事項

零石町小規模工事等契約希望者登録名簿に登載している者が本申請を行う場合は、名簿に登載した時点での零石町小規模工事等契約希望者登録を取り消します。

### 4 資格審査結果の通知

郵送による資格審査結果の通知は行いませんのでご了承ください。なお、零石町のホームページにて入札参加資格者名簿を公表しますのでそちらをご確認ください。